

2021年2月

お客様各位

四国労働金庫

## 「取引残高報告書」の交付に係る変更のお知らせについて

平素はろうきんに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ろうきんでは、投資信託口座を保有されているお客様に、お預かり残高の明細、お取引の明細等について、前回報告書作成基準日から1年後の月末基準（お取引があった場合は、原則として3ヵ月ごとの月末基準）で「取引残高報告書」を作成し、郵送しております。

今般、2021年3月からは前回作成基準日以降、お取引がないお客様への「取引残高報告書」の作成および交付を省略させていただくことになりました。ただし、お取引がない場合でも、お預かり残高があるときは1年に1回以上、作成・交付いたします。

つきましては、下記のとおりお知らせしますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象のお客様

前回報告書作成基準日以降において、残高およびお取引（購入・解約・収益分配金等）がないお客様について、「取引残高報告書」の作成・交付を省略させていただきます。

その後、お取引が発生した場合は、その月の月末基準で「取引残高報告書」を作成し、郵送します。また、お取引がない場合でも、お預かり残高があるときは1年に1回以上、作成・交付いたします。

なお、お取引があるお客様に「取引残高報告書」を作成するタイミングについては、変更ありません。

#### 2. 開始時期

2021年3月末基準作成分より

#### 3. お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以 上